

伊賀市斎苑予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、伊賀市斎苑予約システム（以下「システム」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 システムを利用しようとする葬祭業者をいう。
- (2) 利用者 システムを利用する葬祭業者をいう。
- (3) 利用責任者 システムを利用する葬祭業者の責任者をいう。
- (4) パスワード システムへの接続に必要な暗証番号をいう。

(利用の申請)

第3条 申請者は、伊賀市斎苑予約システム利用申請書（登録）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、申請書を提出するときは、葬祭業者であることを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、提出された申請書の内容が適当と認めるときは、申請者を利用者としてシステムに登録するものとする。

(利用の中止及び登録の取消し)

第4条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を中止し、又は登録を取り消すことができる。

- (1) システムの利用に関し、この規約に違反したとき。
- (2) 正常なシステムの運用を故意に妨害したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると市長が認めるとき。

(システムの利用料)

第5条 システムを利用して予約等を行う費用は、無償とする。ただし、システムに接続するために必要な機器及び通信に係る費用は、利用者の負担とする。

(利用責任者の設置)

第6条 利用者は、システムを利用するにあたり利用責任者を置かなければな

らない。

2 利用責任者は、市との事務連絡を総括する。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、システムの利用にあたり次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全ての利用者が予約を円滑に行えるよう努めること。
- (2) 利用中に不具合が発生したことにより予約等が行えなかった場合は、直ちに市に報告すること。
- (3) 予約は、1体又は1胎につき1件とし、死亡又は死産の事実が発生してから行うこと。
- (4) 予約の変更が生じないようにすること。ただし、やむを得ない事由により予約内容を変更する必要があるときは、市に報告すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、システムの利用に関し、不正又は不誠実な行為を行わないこと。

(転貸等の禁止)

第8条 利用者は、システムを利用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(パスワードの管理)

第9条 利用者は、責任をもってパスワードを管理し、他に遺漏してはならない。

(登録の変更等)

第10条 利用者は、申請書により届け出た内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、速やかに伊賀市斎苑予約システム利用申請書(変更・廃止)(様式第2号)に変更した内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(システムの変更等)

第11条 市は、システムの正常な機能を維持するために仕様を変更し、又は一時的に運用を停止することができる。

2 市は、前項の規定による場合、事前にメール又は文書にて利用者に通知するものとする。ただし、軽微な仕様の変更又は短時間の運用の停止に該当す

ると市が認める場合においては、この限りでない。

（障害時の措置）

第12条 市は、システムに重大な障害が発生した場合は、利用者に障害が復旧するまでの予約受付方法等について、メール又は文書により通知するものとする。

（免責事項）

第13条 市は、システムを利用したことにより利用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

2 市は、障害の発生その他の理由によりシステムの運用停止等を行ったことにより利用者に損害が発生した場合において、一切の責任を負わない。

（個人情報の保護）

第14条 市は、システム利用者から取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊賀市条例第1号）を遵守し、個人情報の保護及び適正な管理を行うものとする。また、収集した個人情報は、法令の要請に基づくものを除き、目的外の利用及び第三者への提供は行わない。

（合意管轄）

第15条 この規約は、日本国法に準拠するものとする。また、システムの利用又はこの規約に関して市と利用者の間に生じる紛争については、日本国の裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（利用規約の変更）

第16条 市は、必要に応じて利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとし、規約の変更後に利用者がシステムを利用した場合は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

（損害賠償）

第17条 市は、利用者が故意に、又はシステムの正規の利用方法に従わず、システム又はデータを消去又は破損させたときは、利用者に対しその損害を求めることができる。

附 則

この規約は、令和7年12月24日から施行する。